

## 京田辺市子ども・子育て支援事業計画の成果

本市では、これまで推進してきた「京田辺市次世代育成支援行動計画」を踏まえ、平成27年度から5年間を計画期間とする「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。

令和2年3月31日に京田辺市子ども・子育て支援事業計画が終期となったことから、同計画に掲載されている「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、「放課後こども総合プラン」について、計画期間の成果等を次のとおりです。

### ○「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」

基本理念「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺一子どもの輝きが、全ての市民を結ぶー」を基に、3つの基本目標と8つの施策目標、162の事業を位置づけ、子育て支援施策を総合的に進めてきました。

基本目標ごとの成果は次のとおり。

「基本目標Ⅰ 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり」は、仕事と子育てを両立するための施策の充実は重要な課題であり、また、子育てに対する不安やストレス等の軽減を図るため、この分野では、「親（保護者）の支援」として、事業を開設しました。

主な取り組みとして、年々増加する保育ニーズに対応するため、保育所の移転・新築、幼保連携型認定こども園の開園などハード面の充実を図りました。地域子育て支援センター、一時保育事業も開設して、さらに、市立幼稚園での預かり保育の実施時間の延長・長期休業期間中の実施、留守家庭児童会の利用対象者を小学6年生まで拡大など、共働き家庭の子育て支援を行ってきました。

新規事業として利用者支援事業「はぐはぐ」を開設し、保育コンシェルジュによる保育所入所に関する相談を開始し、平成29年度からは毎年、「子育て応援ガイドブック」を作成・発行し、情報提供や相談に応じました。

また、産前産後ホームヘルパー派遣事業、産前産後サポート事業や産後ケア事業による育児不安の解消のほか、平成31年4月には子育

て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育てまで切れ目のない総合的な支援を進める体制づくりに取り組むことができました。

「基本目標Ⅱ こどもの笑顔があふれ、健やかに育つ環境づくり」は、「子どもの支援」として、事業を展開しました。

主な取り組みとして、三山木小学校の校舎の増築事業ほか、市立幼稚園の全保育室にエアコンを整備し、子どもを健全に育成するための環境づくりを行いました

普賢寺小学校ではコミュニティスクール制度を導入し、地域との協働による開かれた学校づくりを進めました。

また、児童虐待防止の取り組みをさらに進めるため、京田辺市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議等による情報共有を進め、児童相談所、医療機関をはじめ関係機関との連携による見守り体制の強化を図りました。

乳児期の相談窓口として、地域子育て支援センター等での子育て相談を始め、小・中学校でのカウンセラーや臨床心理士など専門家による相談体制を充実するとともに、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業や適応指導教室「ポットラック」の移転・拡充を行いました。さらに、ひとり親家庭、障害のある児童に対する各種手当の支給や子育て医療費助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減を行いました。

「基本目標Ⅲ 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり」は、「親・子どもを取り巻く環境整備」として、事業を展開しました。

主な取り組みとして、子育て家庭の保護者と子どもの気軽な交流の場として、各地域で民生委員・児童委員が実施する「子育てサロン」活動に支援しました。

さらに、区・自治会による「子どもの居場所づくり」や「ふるさと体験学習」、地域の子ども会の育成等に取り組みました。

## ○「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」

子育て支援法に基づき策定したもので、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み(現在の利用状況+利用希望)」と「確保方策(確保の内容+実施時期)」を記載しています。

本市ではこの計画を策定するにあたり、「就学前児童の保護者」と「就学児童の保護者」を対象に、それぞれ1,500人に市民ニーズ調査

を実施しました。回収率は両調査とも68パーセントを超え、基礎資料としては精度の高いものが得られました。

しかしながら、平成29年度には保育所において、年度当初に140人の待機児童が発生しました。これは大規模住宅地の開発が進み多くの子育て世代が転入された年であったことと、保育士が児童の増加分を含めた確保ができなかつたことによるものです。

なお、これ以降については、保育士の確保も積極的に進め、児童の受け皿となる施設整備を進めたことで、年度当初における待機児童の発生はありません。

また、「利用者支援事業」においては、計画では「特定型」のみ実施ではありましたが、計画期間の途中である平成31年度から「母子保健型」を併設し、事業の充実を図りました。

その他の事業についても、概ね順調に進めることができました。

## ○「放課後子ども総合プラン」

このプランは、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進するものです。

計画期間中の平成30年度までは、野外活動センターと市内全9小学校で実施し、約100日程度の開催でしたが、令和元年度においては、実施小学校が6小学校になり、開催日も半減となりました。

これは、学校の授業時間増加によるものと考えており、今後、学校の状況に合わせた内容を検討していきます。